

岩手県告示第753号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成26年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日	
名 称		主たる事務所の 所在地	名 称			所在地
変更前	変更後		変更前	変更後		
有限会社幸成堂 薬局	株式会社ライフ ケア幸成堂	一関市八幡町5 番21号	有限会社幸成堂 薬局	株式会社ライフ ケア幸成堂	一関市大町4番 23号	平成26年9月1日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日	
名 称		主たる事務所の 所在地	名 称			所在地
変更前	変更後		変更前	変更後		
有限会社幸成堂 薬局	株式会社ライフ ケア幸成堂	一関市八幡町5 番21号	有限会社幸成堂 薬局	株式会社ライフ ケア幸成堂	一関市大町4番 23号	平成26年9月1日